

## IFRS industry insights: 銀行および証券セクター 新しい収益基準は、収益とコストの認識に影響し得る

### 要点

- 新基準は、現行のガイダンスよりも詳細で規範的であり、新たな複雑性をもたらしていることより、一部の企業にとっては**収益および利益の認識**が変更される。具体的には、銀行および証券セクターの企業は、以下について考慮することが必要である。
  - 価格決定メカニズムに**変動額**が含まれる場合における、新しいガイダンスの影響
  - 特定の**契約獲得に関連するコスト**を資産化すべきか
  - 別個に会計処理される、**区別できる財またはサービス**が提供される程度
  - **前払手数料**をいつ収益として認識すべきか
  - **クレジット・カードのカスタマー・ロイヤルティ・プログラム**の適切な会計方針
- 新基準は、収益に関連するかなり拡充された**開示**を要求しており、企業は、情報収集のための**適切なプロセス**が整っているかを確認することが必要である。

### 何が起ったか

国際会計基準審議会 (IASB) は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」と題する新基準 (以下、「新基準」) を公表した。新基準は、顧客との契約から生じる収益の会計処理に関する単一の包括的なモデルを示しており、IFRS の複数の基準書や解釈指針によって構成されている現行の収益認識のガイダンスを置き換えるものである。コア原則は、企業は、企業が財またはサービスとの交換で権利を得ると見込んでいる金額で測定される、財またはサービスの移転を反映するように収益を認識するというものである。

新基準は、2017 年 1 月 1 日以後開始する報告期間に適用され、早期適用は認められる。企業は、適用初年度に、本基準を遡及適用するか、または修正された移行措置を使用するかを選択することが可能である。新基準は、2002 年に開始された米国財務会計基準審議会 (FASB) とのコンバージェンス・プロジェクトの成果である。ほとんど完全にコンバージェンスされており、IFRS と USGAAP との主な差異は、期中開示および適用のタイミングに関するものである。

### 銀行および証券セクターに対する影響

以下では、新基準によってもたらされる主要な影響のうち、銀行および証券セクターの企業の関心が特に高いと考えられる分野をハイライトし、そのような影響の一因となり得る新基準の主要部分について検討する。さらに多くの複雑性が存在していることは言うまでもなく、後述のとおり、デロイトは、それらの論点をさらに詳しく検討するさらなるガイダンスを作成している。

### どのような影響があるか

#### 収益および利益の認識のタイミングは、新基準によって影響を受ける可能性がある

従前の基準書が、収益認識の方針と実務を構築し適用するにあたって、かなりの判断の余地を認めていたのに対して、IFRS 第 15 号は、銀行および証券セクターに関係のある多くの分野において、より規範的なものとなっている。これらの新しいルールの適用は、収益や、場合によってはコストの認識に変更をもたらすかもしれない。

このことは、財務報告のみの問題ではない。企業は、新基準の影響について市場への影響に備え、アナリストの理解を得ることに加えて、より広範囲な影響について考慮しなければならない。特に、以下について考慮が必要となる可能性がある。

- **重要な経営指標 (key performance indicators) および他の主要な指標の変更**

- **税金支払のプロフィールの変更**
- **分配のための利益の利用可能性**
- **報酬およびボーナス制度**に関連して、目標が達成されるタイミングや目標が達成される可能性への影響
- **規制上の要求**に対する抵触の可能性

さらに、このセクターの企業は、新基準が顧客のコベナントに影響する可能性があるため、新基準が顧客の財務業績に与える影響も検討する必要がある。後述のとおり、他のインダストリーのIFRS industry insightsは、www.iasplus.comから入手可能である。

### 新基準に対応するために現行の会計プロセスの変更が要求される可能性がある

後述のとおり、IFRS第15号は、より概念的なアプローチに基づく新しい要求事項を導入している。銀行および証券セクターにおける、このアプローチの適用と、新基準によって要求される詳細な開示の作成の複雑性のため、現行の会計プロセスの修正が求められる可能性がある。企業は、必要となるプロセスの修正を開発し実行するための十分な時間が確保されていることを確認しなければならない。

### 新基準の影響を受けるのはどのような種類の収益か

IFRS第15号は、顧客との契約から生じる収益の会計処理方法のみを規定している。さらに、顧客との特定の契約は、他の基準書で取り扱われるため、範囲から除外されている(従前の収益基準の範囲内であった利息収益および配当収益は、現在は、金融商品基準の範囲に含まれる。ただし、これらの収益の会計処理への影響は見込まれていない)。

### 最も重要な変更は何か

#### 対価が変動するまたは不確実な収益はいつ認識すべきか

銀行および証券セクターの契約には、業績ボーナス、ペナルティー、またはストラクチャリング・フィーのような、重要な変動要素がしばしば含まれる。例えば、業績ボーナスは、一定の目標が達成された場合にのみ、または、管理している純資産に基づいて支払われる場合がある。変動対価については、不確実性が解消したときに、認識された収益の金額の重要な戻入れが生じない可能性が非常に高い(highly probable)場合にのみ取引価格に算入されるとする、新しい特別な要求事項がある。変動対価および条件付対価に関するこのアプローチは、従前の基準書に反映されていたものとは異なっており、このセクターの多くの企業はこのような種類のアプローチにすでに従ってはいるものの、場合によっては、算入すべき対価の金額の見積りにあたって、相当程度の判断が要求されるであろう。結果として、一部の企業にとっては収益認識のプロフィールが変更される可能性がある。

#### どの契約コストを資産化すべきか

収益認識に関するより規範的なガイダンスに加えて、新基準は、契

約を獲得するためのコスト(例えば、販売手数料)と、契約を履行するためのコストを区別したうえで、他の基準(例えば、金融商品基準)の範囲に含まれない特定のコストについて、資産化すべきかどうかを決定する具体的な規準を定めている。このことは、例えば「成功報酬」(すなわち、契約獲得時にのみ支払われる手数料)のような、顧客との契約の獲得に直接帰属するコストが多額に発生するため、銀行および証券セクターにとって、論点となる。現在は、これらのコストの取扱いが企業ごとに異なっている。新基準は、成功報酬の資産化を要求するため、営業利益に影響を与える可能性がある。さらに、新基準は、資産化された契約コストを、関連するサービスの移転のパターンに合わせた規則的な基礎で償却することを要求している。企業は、適切な償却の基礎や償却期間を決定するために判断を用いることが必要となる。

### 異なる財およびサービスはどのように識別され、収益はどのように配分されるか

これまでは、基準書に明確なガイダンスがなかったことから、契約における財およびサービスの識別や、財およびサービスへの収益の配分にあたり、判断の余地が大きかった。企業は、IFRS第15号におけるより詳細なガイダンス(具体的には、項目間の収益の配分に関する新しい規定)の結果として、現行の会計方針を修正しなければならないかもしれない。新基準は、契約から生じる収益を、提供される区別できる財またはサービスのそれぞれに、独立販売価格の比に基づいて配分することを要求している。ただし、限定的な状況においては「残余」アプローチの使用が認められる。従前の収益基準は、様々な種類の受取手数料の会計処理について、銀行業の企業に対して詳細なガイダンスを含んでいた。企業は、IFRS第15号における別個の財およびサービスの識別に関して、このような手数料の取り扱いの変更が要求されるかどうかを検討する必要がある。

このことは、サービスが統合されることが多い銀行および証券セクターにおいては、実務における適用上の論点となる可能性がある。例えば、合併・買収(M&A)取引に関与する投資銀行が、1つの契約において、ターゲットの識別、デュー・デリジェンスの実施、デールの取りまとめ、および資金調達のような複数のサービスを提供するように、顧客は複数のサービスについて請求される場合がある。特定の要素を別個に会計処理すべきと結論付ける場合、企業は、契約における区別できるそれぞれの要素に、取引価格を配分するために、独立販売価格を参照する。

#### 「前払手数料」をいつ認識すべきか

銀行および証券セクターにおいては、企業が最初に「署名(sign-on)」手数料を受け取ることが珍しくない。新しい詳細なガイダンスにより、このような手数料の会計方法に変更が生じる可能性がある。契約の開始時点で、区別できるサービスの支配が顧客に移転されていない限り、前払手数料は、将来のサービスに対する前払であり、それらのサービスが提供された時に収益に認識される。前払手数料が、当初の登録コスト(sign-up cost)の負担として課されることはよくあるが、これ自体は、アップフロントでの収益認識を正当化するのに十分ではない。同じ論理は、契約中に課されるすべての追加手数料(例えば、特定の取引に関連する手数料)にも適用される。これら

の手数料が区別できるサービスに関連するかどうかを検討する必要があり、もし、当初のサービスから区別できない場合、総合的な銀行サービスに関連する変動対価となるかもしれない。

### **クレジット・カードのカスタマー・ロイヤルティ・プログラムはどのように認識すべきか**

銀行が、クレジット・カードのサービスの一部としてロイヤルティ・プログラムを提供することは珍しくない。例えば、クレジット・カードの保有者は、購入の度にロイヤルティ・ポイントを受取る場合がある。その後、カード保有者は、これらのロイヤルティ・ポイントを使用して、銀行または特定の小売業者から、財またはサービスを獲得することができる。このような場合、企業は、ロイヤルティ・プログラムを含むカード保有者との取決めの（該当ある場合）どの部分が、新基準の範囲に含まれるかを判断する必要があり、含まれる場合には、このような取決めの適切な会計処理を決定する必要がある。企業は、これらのプログラムでカード保有者に提供された将来の特典を、別個の履行義務として会計処理することを要求される場合がある。その結果、取引価格の一部を配分し、特典プログラムにおける将来の便益の支配がカード保有者に移転した際に、収益として認識することが要求される。この要求事項により、銀行および証券会社の現行の会計方針が変更となる可能性がある。

### **他に何が変更されるのか**

上述の主要な変更に加えて、新基準は、収益の報告に関する多くの分野について詳細なガイダンスを導入しており、企業は、収益に関する会計方針に変更が必要となる程度を評価するにあたり、それらのガイダンスのすべてを考慮したことを確認することが必要である。

IFRS 第 15 号の影響に関するより詳細な情報は、IAS Plus ([www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)) にて、デロイトの IFRS in Focus で提供されている。さらなる業界別の公表物についても IAS Plus より入手可能である。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそれらの関係会社（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む）の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家（公認会計士、税理士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト ([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com)) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence” となることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。